

## 全体会計注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- イ 昭和 60 年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価  
なお、一部の連結対象団体（地方公営企業）においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 . . . . . 償却原価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
- ア 市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの . . . . . 取得原価  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。
- ③ 出資金
- ア 市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの . . . . . 出資金額  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） . . . . . 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 13 年～50 年 |
| 工作物 | 10 年～60 年 |
| 物品  | 4 年～20 年  |

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） . . . . . 定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

. . . . . 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（地方公営企業）については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4. 偶発債務

該当事項はありません。

#### 5. 追加情報

##### (1) 連結対象団体（会計）

一般会計

給食センター特別会計

病院貸付金特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

国民宿舎特別会計

下水道事業会計

モーターボート競争事業会計

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

##### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

##### (3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。なお、表示単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

##### (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産はありません。